

五所川原市議会
サイバーセキュリティを確保するための方針

令和8年4月1日策定

目 次

1	目 的	1
2	定 義	1
3	対象とする脅威	1
4	適用範囲等	1
5	議員の遵守義務	1
6	セキュリティ対策	2
7	セキュリティ監査・自己点検	2
8	方針の見直し	2
9	セキュリティ対策基準及び実施手順	2

五所川原市議会サイバーセキュリティを確保するための方針

1 目的

この方針は、五所川原市議会議員（以下「議員」という。）が議会活動及び議員活動（以下「議会活動等」という。）のために使用する情報システム及び情報資産に関するサイバーセキュリティの確保、及び情報セキュリティ対策のための基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報システム

議会活動等に使用するために貸与された端末、電子メール、クラウドサービスその他の情報通信技術を利用した仕組みをいう。

(2) 情報資産

議会活動等に関して議員が管理する文書、電子データ、個人情報、議会資料、議事録その他の情報をいう。

(3) サイバーセキュリティ

情報システム及び情報資産をサイバー攻撃その他の脅威から保護し、安全性及び信頼性を確保することをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

3 対象とする脅威

この方針において対象とする主な脅威は、次に掲げるものとする。

- (1) 不正アクセス及びなりすまし
- (2) フィッシング詐欺等による情報の不正取得
- (3) ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃
- (4) 情報資産の漏えい、不正な改ざん又は消失
- (5) 端末の紛失又は盗難による情報流出

4 適用範囲等

この方針は、議員に適用するものとし、適用範囲等は次のとおりとする。

- (1) 議員が議会活動等において使用する情報システム及び情報資産は、貸与された端末を含め、この方針の適用対象とする。
- (2) 私物端末等については、議員個人の責任において、議員活動のための使用にあたり、サイバーセキュリティ及び情報セキュリティ（以下「セキュリティ」という。）の確保に努めるものとする。

5 議員の遵守義務

議員は、次に掲げる事項を遵守し、セキュリティの確保に努めなければならない。

- (1) 関係法令及びこの方針を理解し、適切に行動すること。
- (2) IDやパスワードを適切に管理し、第三者に使用させないこと。
- (3) 不審な電子メール、添付ファイル又はリンクを安易に開かないこと。
- (4) 端末の紛失又は情報漏えいのおそれが生じた場合には、速やかに五所川原市議会事務局（以下「事務局」という。）に報告すること。

(5) セキュリティ研修やセミナー等に参加するなど、セキュリティに関する知識及び意識の向上を図ること。

6 セキュリティ対策

五所川原市議会（以下「議会」という。）は、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 組織体制の確立

事務局と連携し、セキュリティ対策を推進する体制を整備する。

(2) 情報資産の分類及び管理

情報資産の重要性に応じて分類し、適切な管理を実施する。

(3) 物理的対策

端末の盗難・紛失防止、画面ののぞき見防止、デバイスの暗号化等、物理的な安全対策を講じる。

(4) 人的対策

議員の知識及び意識の向上を図るため、セキュリティ研修等を実施する。

(5) 技術的対策

ウイルス対策、ソフトウェアの更新、認証の強化及びデータ暗号化など技術的な安全対策を講じる。

7 セキュリティ監査・自己点検

(1) 議会は、セキュリティ対策の実効性を確保するために必要に応じて監査を行うものとする。

(2) 議員は、自らの利用状況について、定期的な自己点検を行い、改善に努めるものとする。

8 方針の見直し

この方針は、社会情勢、技術の進展及びセキュリティをめぐる状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

9 セキュリティ対策基準及び実施手順

議会は、この方針に基づき、セキュリティ対策基準及び具体的な実施手順を定めるものとする。